

新潟市水道局防火管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 22 年 4 月 1 日

新潟市水道事業管理者

局長 宮原 源治

新潟市水道局管理規程第 3 号

新潟市水道局防火管理規程の一部を改正する規程

新潟市水道局防火管理規程（昭和 63 年新潟市水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 事業場の項中

	阿賀野川浄水場・亀田取水場・竹尾配水場・南浜配水場・内島見配水場	阿賀野川浄水場
	満願寺浄水場・秋葉配水場・長峰配水場・二本松配水場・秋葉ポンプ場・金津配水場・金津ポンプ場	満願寺浄水場
	戸頭浄水場・小須戸浄水場・月潟浄水場・中之口・潟東浄水場・松ヶ丘配水場・月潟配水場	戸頭浄水場
	巻浄水場（西蒲営業所執務室及び会議室を除く。）・岩室浄水場・西川浄水場・巻取水場・稲島配水場・五ヶ浜配水場・岩室送水ポンプ場・岩室配水場・間瀬送水ポンプ場・間瀬第1配水場	巻浄水場

を「

	阿賀野川浄水場・竹尾配水場・南浜配水場・内島見配水場	阿賀野川浄水場
	満願寺浄水場・秋葉配水場・長峰配水場・二本	満願寺浄水場

	松配水場・秋葉ポンプ場・金津配水場・金津ポンプ場・松ヶ丘配水場	
	戸頭浄水場・月潟浄水場・中之口・潟東浄水場・月潟配水場	戸頭浄水場
	巻浄水場(西蒲営業所執務室及び会議室を除く。) ・岩室浄水場・西川浄水場・巻取水場・稲島配水場・岩室送水ポンプ場・岩室配水場・間瀬送水ポンプ場・間瀬第1配水場	巻浄水場

に改める。

別表第2 対象事業場の欄中「小須戸浄水場」及び「亀田取水場」を削り、「内島見配水場」の次に「松ヶ丘配水場」を加え、「五ヶ浜配水場」を削る。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。